

交通事故相談の概要

平成23年(2011年)

滋賀県土木交通部交通政策課

滋賀県立交通事故相談所

はじめに

平成23年（2011年）中に滋賀県内で発生した交通事故は、発生件数8,383件（前年比 - 640件）、死者数85人（前年比 + 7人）、負傷者数10,709人（前年比 - 947人）で、発生件数・負傷者数は一昨年より減少しましたが、死者数が増加するという残念な結果になりました。年間85人もの尊い命が失われており、特に高齢者の死者数が全体の約6割近くを占めています。また、およそ県民の80人に一人が怪我をされていることとなり、交通事故は決して人ごととは言えない状況です。

平成23年中の交通事故相談件数は639件で、昨年よりも98件多く、開設以来の累計は、64,000件を数えるに至っています。

交通事故は、ある日突然に人の命を奪い、被害者は勿論、加害者やそれらの家族をも一瞬にして不幸にしてしまいます。しかも、被害者、加害者ともが損害賠償をはじめ多くの問題解決に苦慮しているのが現状です。

本県では、交通事故防止に関する諸対策を推進するとともに、交通事故当事者の援護施策の一環として交通事故相談所を設置しています。

相談所は、被害者や加害者が抱える損害賠償や相手方との話し合い、治療費などに関する悩み等、幅広い相談活動を行ってきました。近年は高齢者の事故や自転車の事故などが著しく増加しており、相談内容についても年々複雑・多様化しています。精神的なケアも含め、専門的な知識を必要とするものが増加しています。

相談所では、3人の相談員が親切で行き届いた相談や解決に向けての助言ができるよう、日々研鑽を重ねています。今後とも、県民の身近な相談窓口として広く利用していただけるよう相談員の資質の向上を図るとともに、より一層の相談業務の充実を図ってまいります。

この冊子は、平成23年（2011年）中に当相談所が取り扱った相談の概要をまとめたものです。

関係の方々のご参考になれば幸いです。

平成24年（2012年）2月

滋賀県立交通事故相談所長
（滋賀県土木交通部交通政策課長）
野 坂 尚 宏

目 次

交通事故相談所の概要

1 . 設置の趣旨	1
2 . 組織・構成	1
3 . 運営	
(1) 本所・分室での相談	1
(2) 巡回による相談	1
4 . 相談以外の業務概況	
(1) 広報・啓発事業	2
(2) 市町に対する研修等	2
(3) 相談員の研修	2

交通事故相談状況の概要

1 . 相談所別交通事故相談件数	3
2 . 最近10年間における事故発生件数と相談件数	4
3 . 方法別相談状況	5
4 . 内容別相談状況	6
5 . 相談者別相談状況	7
(1) 当事者の状況	7
(2) 相談者の状況	7
6 . 事故の状況別相談状況	8
7 . 相談者の居住地別相談状況	9

参 考 資 料

1 . 滋賀県立交通事故相談所運営要綱	10
2 . 滋賀県立交通事故相談所の運営細則	11
3 . 滋賀県交通事故相談員設置要綱	12
4 . 交通事故相談所の経緯	14
5 . 行政サービス「値札」	14

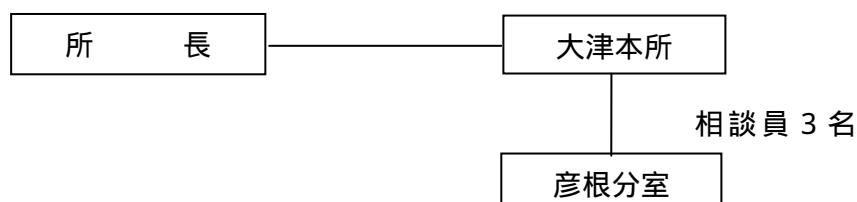
交通事故相談所の概要

1. 設置の趣旨

交通事故被害者救済対策の一環として、交通事故被害者やその家庭の福祉の向上を図るため、これらの方々が抱えている損害賠償問題、更生問題等について相談に応じ、これを公平適切に解決するための助言を行うとともに、必要に応じて関係機関への斡旋を行うなど交通事故被害者の救済に寄与することを目的としている。

2. 組織・構成

- ・昭和42年（1967年）7月に滋賀県立交通事故相談所運営要綱を定め、大津市に本所、彦根市に地方分室を開設し、交通事故相談業務を始める。
- ・昭和53年（1978年）4月1日に地方分室を支所に昇格、相談の充実に努める。
- ・平成18年（2006年）4月1日に事業規模の見直しから彦根支所を彦根分室とした。



3. 運営

(1) 本所・分室での相談（無料・秘密厳守）

本所 毎日午前9時から午後4時まで、面談、電話、文書による相談に応じている。
（但し、土曜日・日曜日・祝日および年末年始は休み。）

分室 毎週火曜日および木曜日の午前9時から午後4時まで、面談、電話による相談に応じている。
（但し、月曜日・水曜日・金曜日は電話相談を本所で受理。）

名 称	所 在 地
大津本所	大津市松本一丁目2番1号（大津合同庁舎3階） Tel. 077-528-3425 Fax. 077-528-4918
彦根分室	彦根市元町4番1号（湖東合同庁舎2階） Tel. 0749-27-2230

(2) 巡回による相談

相談所を直接利用できない相談者の利便をはかるため、予約制で必要に応じ、出張相談に応じる。

4. 相談以外の業務概況

(1) 広報・啓発事業

交通事故相談の広報用カードを作成し、市町、警察をはじめ関係機関に配布したほか自動車安全運転センターおよび自動車事故対策機構にも配布し、相談所の存在と業務内容の広報に努めている。

ラジオ、広報誌等による広報

- ・京都放送滋賀放送局(KBSラジオ)の「マナーアップ大作戦」
- ・広報誌「滋賀県交通安全対策室だより」

インターネット「滋賀県ホームページ」を活用した広報

市町の広報誌を通じての広報

滋賀県民相談ネットワーク窓口を通じての広報

(2) 市町に対する研修等

市町交通安全対策担当者研修会を開催し、交通事故相談所の利用方法、手続き、業務内容等の周知を図った。

(3) 相談員の研修

交通事故相談員中央研修会初任者コース（内閣府主催）

6月 東京都

（相談員1名参加）

交通事故相談員総合支援研修会（内閣府主催）

第1回 7月 大阪府

（相談員1名参加）

第2回 11月 大阪府

（相談員1名参加）

犯罪被害者支援連絡協議会実務担当者・犯罪被害者支援担当者 合同研修会

11月 滋賀県庁

（相談員1名参加）

主な関係機関

そんぽADRセンター

財団法人交通事故紛争処理センター

財団法人日弁連交通事故相談センター

日本司法支援センター（法テラス）

交通遺児援護団体 公益財団法人おりづる会

交通事故相談状況の概要

1. 相談所別交通事故相談件数

平成23年中に受理した相談は 639件で、前年に比べ 98 件増加した。
これを月別にみると下記のとおりである。

		大津本所	彦根分室	合 計	交通事故発生 件数	事故に対する 相談率
		件	件	件	件	%
1月	H23年	42	15	57	625	9.1
	H22年	28	8	36	668	5.4
2月	H23年	33	13	46	640	7.2
	H22年	17	13	30	699	4.3
3月	H23年	35	14	49	760	6.4
	H22年	32	15	47	737	6.4
4月	H23年	27	18	45	678	6.6
	H22年	27	15	42	696	6.0
5月	H23年	36	20	56	622	9.0
	H22年	44	10	54	712	7.6
6月	H23年	31	29	60	681	8.8
	H22年	37	18	55	685	8.0
7月	H23年	28	13	41	720	5.7
	H22年	43	10	53	810	6.5
8月	H23年	37	19	56	704	8.0
	H22年	27	17	44	815	5.4
9月	H23年	42	15	57	670	8.5
	H22年	36	10	46	727	6.3
10月	H23年	40	22	62	721	8.6
	H22年	30	10	40	745	5.4
11月	H23年	39	13	52	724	7.2
	H22年	35	11	46	809	5.7
12月	H23年	40	18	58	850	6.8
	H22年	34	14	48	900	5.3
計	H23年	430	209	639	8,395	7.6
	H22年	390	151	541	9,023	6.0

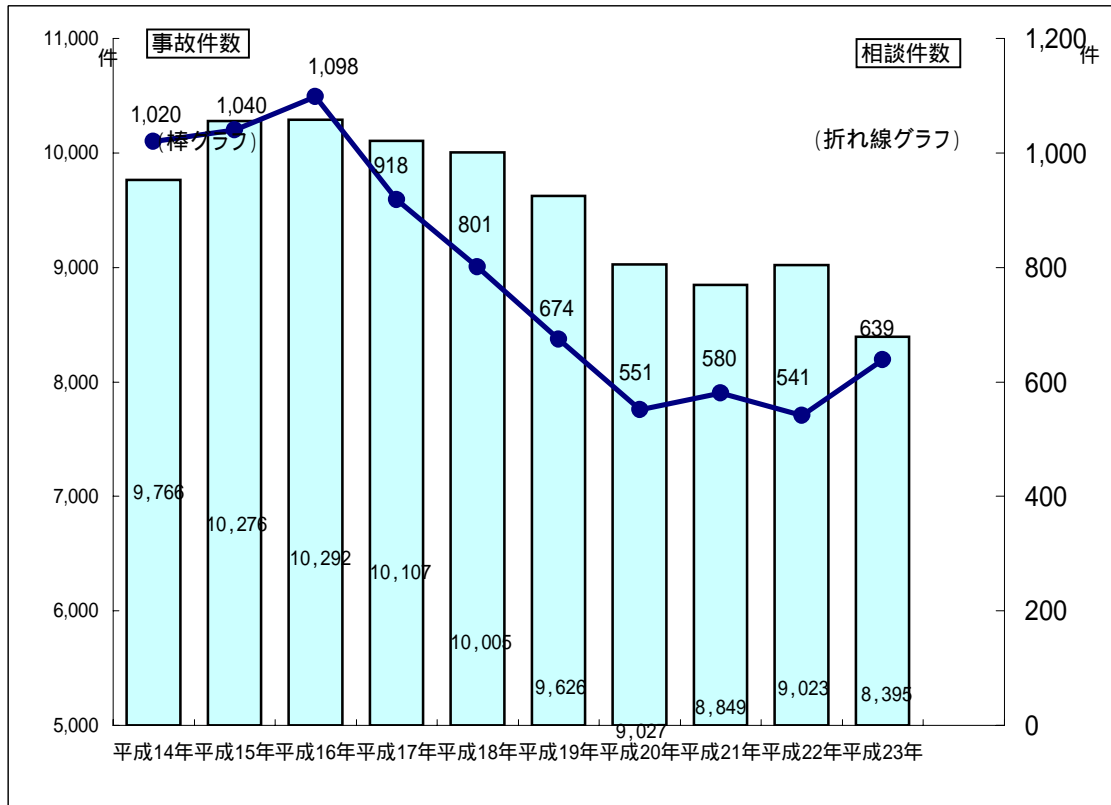
2. 最近10年間における事故発生件数と相談件数

(平成14年 = 100)

	事故発生件数	指数	相談件数	指数
平成14年	9,766	100	1,020	100
平成15年	10,276	105	1,040	102
平成16年	10,292	105	1,098	108
平成17年	10,107	103	918	90
平成18年	10,005	102	801	79
平成19年	9,626	99	674	66
平成20年	9,027	92	551	54
平成21年	8,849	91	580	57
平成22年	9,023	92	541	53
平成23年	8,395	86	639	63

* 事故発生件数は、滋賀県警察本部資料による。

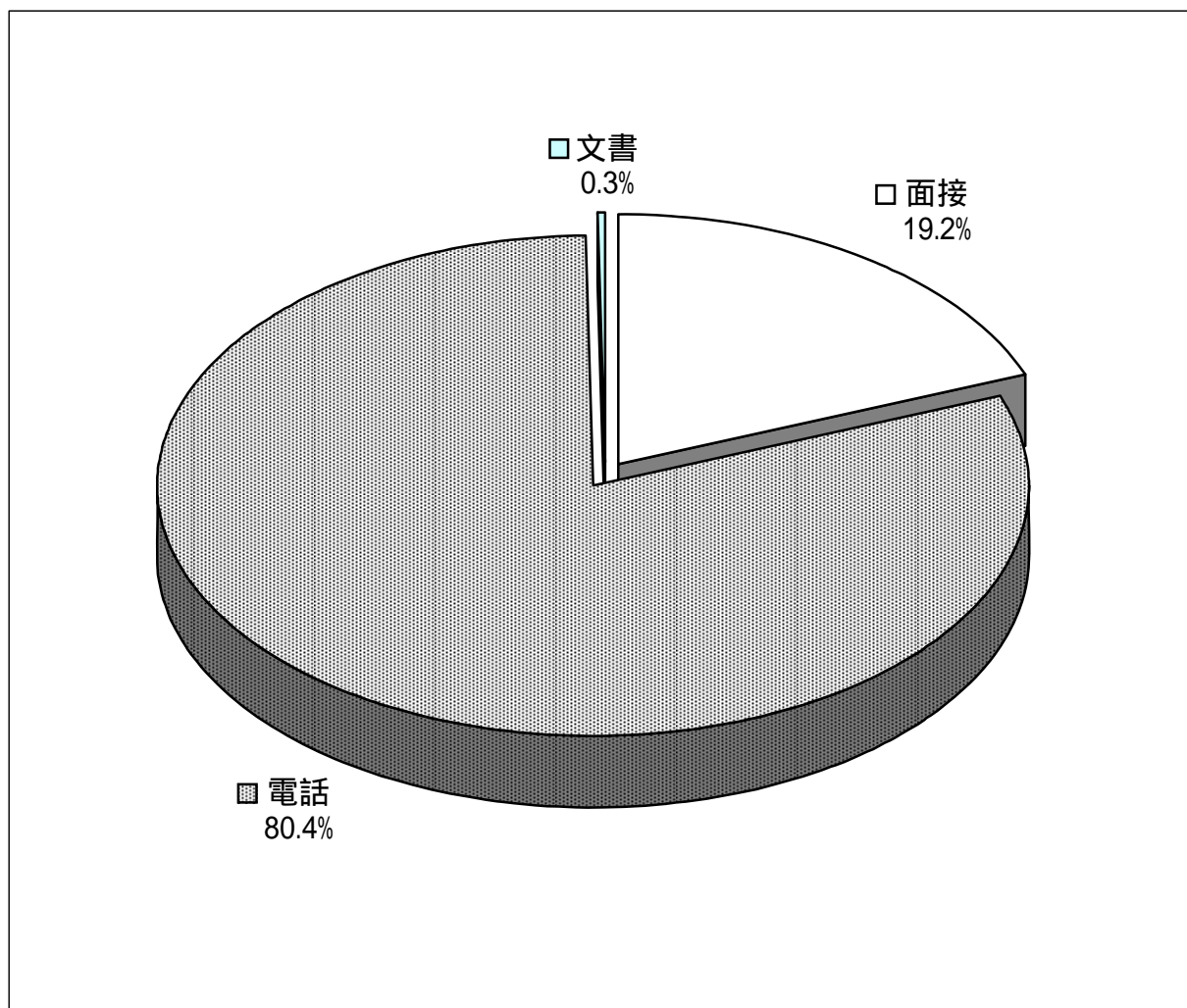
相談件数の推移



3. 方法別相談状況

(件数)

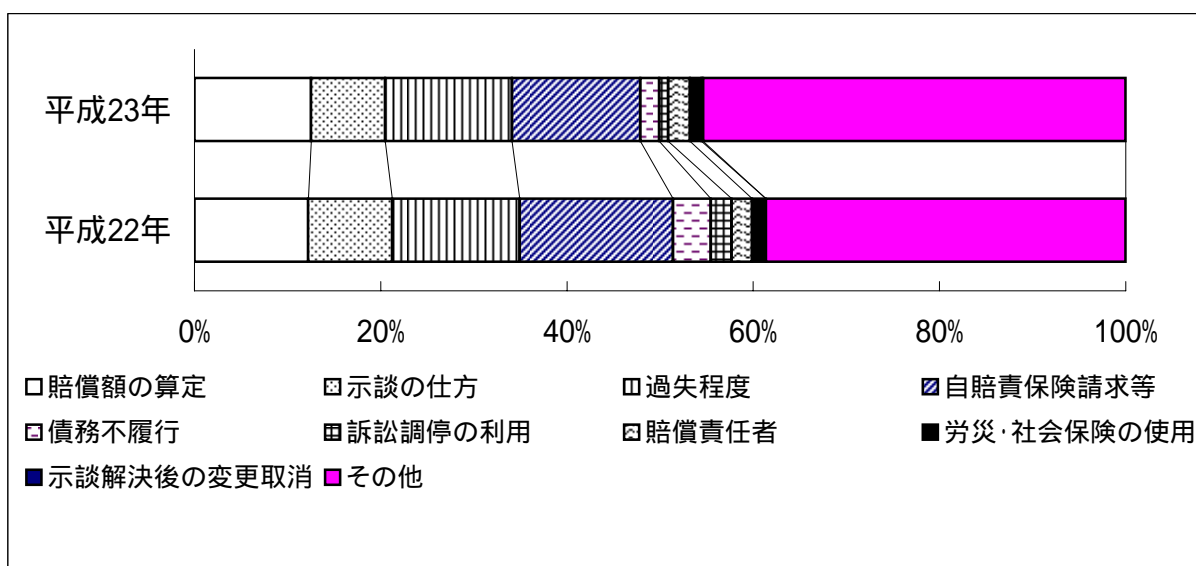
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	平成23年 構成比	平成22年 構成比
面接	10	8	8	10	8	12	9	8	12	14	12	12	123	19.2%	19.0%
電話	47	38	40	35	48	47	32	48	45	48	40	46	514	80.4%	80.8%
文書	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0.3%	0.2%
計	57	46	49	45	56	60	41	56	57	62	52	58	639	100.0%	100.0%



電話による相談(80.4%)が、面接相談(19.2%)の約4倍を占めた。

4. 内容別相談状況

相談内容	平成23年		平成22年	
	件数	構成比 %	件数	構成比 %
賠償額の算定	80	12.5	66	12.2
示談の仕方	51	8.0	49	9.1
過失程度	87	13.6	74	13.7
自賠償保険請求等	88	13.8	89	16.5
債務不履行	13	2.0	22	4.1
訴訟調停の利用	6	0.9	12	2.2
賠償責任者	15	2.3	12	2.2
労災・社会保険の使用	8	1.3	8	1.5
示談解決後の変更取消	1	0.2	0	0.0
各種福祉施設の利用	0	0.0	0	0.0
生計の維持	3	0.5	2	0.4
各種援護措置の利用	0	0.0	1	0.2
身体障害者の更生	0	0.0	1	0.2
その他	287	44.9	205	37.9
計	639	100.0	541	100.0



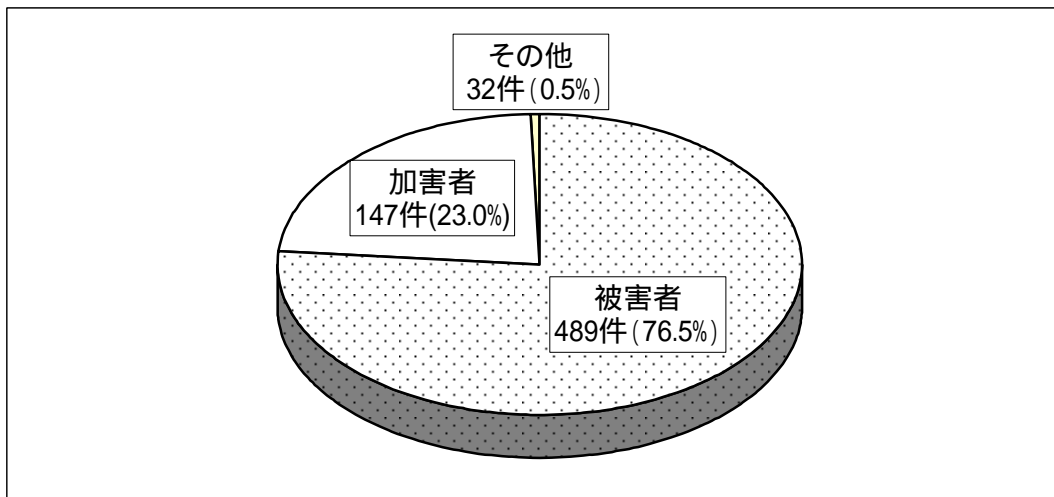
昨年と同様で自賠償保険請求等に関する相談が最も多いが、ここ数年、賠償額の算定や過失程度についての相談も増加してきている。

5. 相談者別相談状況

(1) 当事者の状況

(件数 %)

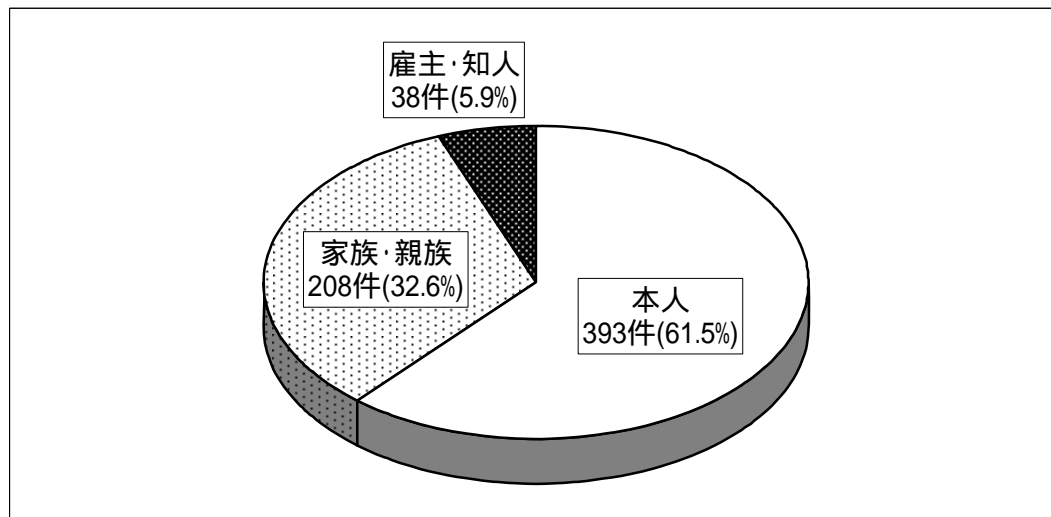
	大津本所	彦根分室	巡回相談	平成23年 計	平成22年 計
被害者	330	159	0	489 (76.5)	398 (73.6)
加害者	97	50	0	147 (23.0)	143 (26.4)
その他	3	0	0	3 (0.5)	0 (0.0)
計	430	209	0	639 (100.0)	541 (100.0)



(2) 相談者の状況

(件数、%)

	大津本所	彦根分室	巡回相談	平成23年 計	平成22年 計
本人	274	119	0	393 (61.5)	298 (55.1)
家族・親族	129	79	0	208 (32.6)	212 (39.2)
雇主・知人	27	11	0	38 (5.9)	31 (5.7)
計	430	209	0	639 (100.0)	541 (100.0)

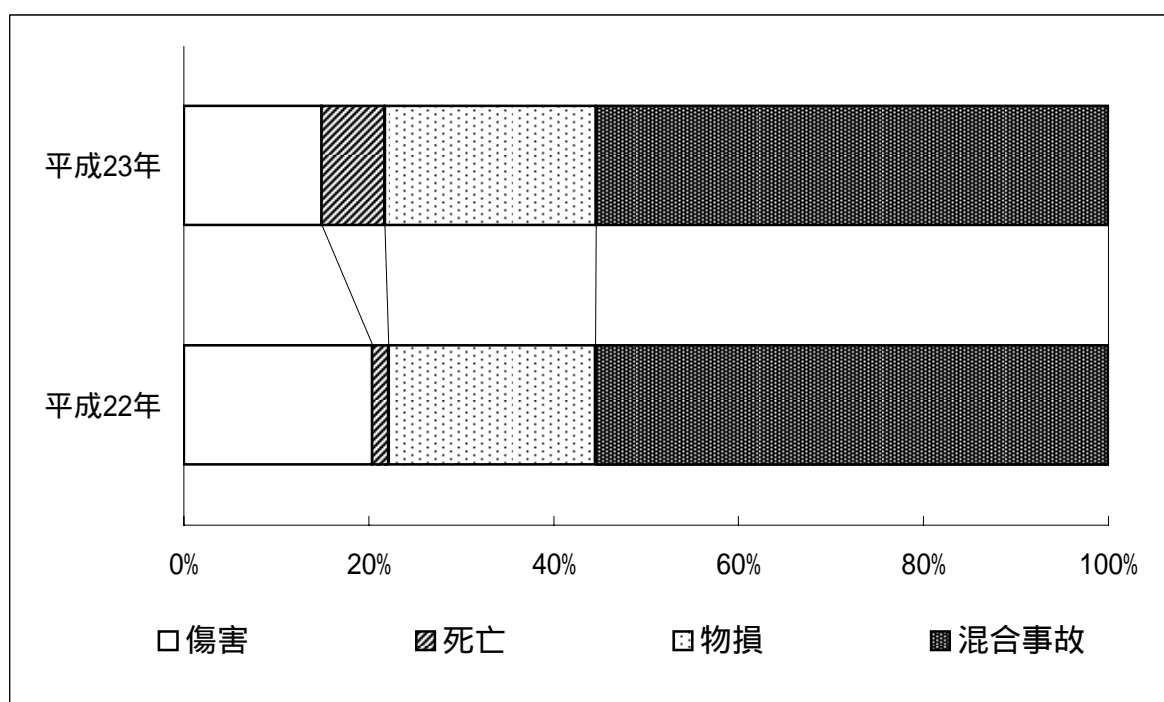


6 . 事故の状況別相談状況

(件数、%)

相談内容	大津本所	彦根分室	巡回相談	平成23年 計	平成22年 計
傷害	77	18	0	95 (14.9)	110 (20.3)
死亡	25	19	0	44 (6.9)	10 (1.8)
物損	105	41	0	146 (22.8)	121 (22.4)
混合	223	131	0	354 (55.4)	300 (55.5)
計	430	209	0	639 (100.0)	541 (100.0)

混合：相談内容が物損・人身両方に及ぶ場合



- ・昨年同様、混合事故に関する相談が半数以上を占めた。
- ・死亡事故に関する相談が約4倍に増加した。

7. 相談者の居住地別相談状況

相談所名 市町名	大津本所 (件)	彦根分室 (件)	巡回相談 (件)	計 (件)
大 津 市	181	7	0	188
彦 根 市	11	78	0	89
長 浜 市	7	34	0	41
近 江 八 幡 市	11	13	0	24
東 近 江 市	12	29	0	41
草 津 市	61	2	0	63
守 山 市	11	2	0	13
栗 東 市	24	0	0	24
甲 賀 市	24	1	0	25
野 洲 市	18	2	0	20
湖 南 市	14	0	0	14
高 島 市	12	0	0	12
米 原 市	4	23	0	27
日 野 町	4	0	0	4
竜 王 町	0	0	0	0
愛 荘 町	3	6	0	9
豊 郷 町	0	2	0	2
甲 良 町	4	0	0	4
多 賀 町	0	2	0	2
県 外	16	2	0	18
匿 名 ・ 不 明	13	6	0	19
合 計	430	209	0	639

参 考 資 料

1 . 滋 賀 県 立 交 通 事 故 相 談 所 運 営 要 綱

(目 的)

第 1 この要綱は、滋賀県立交通事故相談所（以下「相談所」という。）の交通事故相談活動その他交通事故被害者援護活動の適正な運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(分 室 の 設 置)

第 2 彦根市内に相談所の彦根分室を設ける。

(事 業)

第 3 相談所は次の事業を行う。

- 1 交通事故により、被害を受けた者またはその家族の交通事故の相談に応じ、助言を行うこと。
- 2 前号に掲げる者に対して必要に応じ援護の関係機関または団体へのあっ旋を行うこと。
- 3 市町に対し、交通事故相談事案の処理について助言すること。
- 4 交通事故被害者の援護について市町および関係機関相互の連絡を図ること。
- 5 交通事故被害者の援護についての広報を行うこと。
- 6 その他必要な事項

(相 談 業 務 等 の 実 施 基 準)

第 4 相談所の交通事故相談および関係援護機関等へのあっ旋に関する業務の実施の基準は次のとおりとする。

- 1 賠償問題については、事故状況その他の事実関係の十分な調査について深度のある助言を行うこと。
- 2 賠償問題に関する相談事案の処理にあたっては、当事者間の示談交渉そのものに介入しないこと。
- 3 賠償問題に関する相談事案で訴訟、調停等の司法手続きによらなければ、問題の解決が困難と認められるものについては、利用可能な司法手続きを一般的に教示するとともに、弁護士会交通事故処理委員会または法律扶助協会へあっ旋して、その処理に委ねること。
- 4 更生問題に関する相談事案については更生の方法、各種社会福祉制度の利用等につき助言するとともに、必要に応じ福祉事務所、公共職業安定所または社会福祉協議会等にあっ旋を行うこと。
- 5 その他一身上の問題についても、できる限りの相談に応じること。
- 6 交通事故相談実施後においても、なお、引き続いて補完的な助言を要すると認められるものについては、市町、民生委員または人権擁護委員に連絡し、補完的な助言を行う等の協力を求めること。

(交 通 事 故 相 談 員)

第 5 相談所には交通事故相談員（以下「相談員」という。）を置き、交通事故被害者または家族らの相談に応じ、必要な助言およびこれに付随する業務を行う。

- 2 相談員の身分、給与等については別に定める。

(運 営)

第 6 相談所は相談内容によってすみやかに関係機関および団体に連絡し、その処理を適正に行うものとする。

- 2 相談所は、相談事項を交通事故相談票および交通事故相談処理簿により整理するものとする。

(その他)

第 7 その他相談所に関して必要な事項は別に定める。

付 則

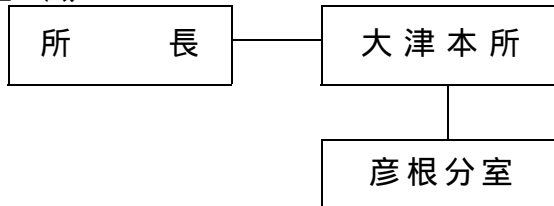
この要綱は、昭和42年7月15日から施行する。

- 付 則
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 付 則
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 付 則
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2. 滋賀県立交通事故相談所の運営細則

滋賀県立交通事故相談所運営要綱（昭和42年7月15日制定）第7項の規定に基づき、滋賀県立交通事故相談所の相談日、相談時間および相談方法等を次のとおりとする。

1 組 織



2 相談員による相談

- (1) 相談日 土曜日、日曜日、祝日および年末年始の休暇を除く毎日とする。
ただし、彦根分室の面接相談は火曜日と木曜日に限る。
- (2) 相談時間 原則として午前9時から午後4時までとする。

名 称	所 在 地
滋賀県立交通事故相談所 (大津本所)	大津市松本一丁目2番1号 (大津合同庁舎3階) Tel 077-528-3425 Fax 077-528-4918
滋賀県立交通事故相談所 (彦根分室)	彦根市元町4番1号(湖東合同庁舎2階) 0749-27-2230

(3) 巡回による相談

相談所を直接利用できない相談者の利便をはかるため、予約制で必要に応じ、出張相談に応じる。

相談時間 原則として午前9時から午後4時までとする。

3 相談方法

原則として面接により行う。

4 広報啓発事業

- (1) 交通事故相談の広報用カードを作成し、市町、警察をはじめとする関係機関等に配布し、相談所の位置と業務内容等の広報に努める。
- (2) ラジオ、広報紙等を通じて交通事故相談所に関する情報提供を行う。

付則

この細則は、平成8年（1996年）4月1日から施行する。

付則

この細則は、平成17年（2005年）4月1日から施行する。

付則

この細則は、平成18年（2006年）4月1日から施行する。

付則

この細則は、平成21年（2009年）4月1日から施行する。

付則

この細則は、平成22年（2010年）3月1日から施行する。

3．滋賀県交通事故相談員設置要綱

（目的）

第1条 滋賀県行政組織規則（昭和51年滋賀県規則第16号）第12条に定める滋賀県立交通事故相談所（以下「相談所」という。）の業務の円滑な運営を図るため、相談所に交通事故相談員（以下「相談員」という。）を置くものとする。

（委嘱および雇用期間）

第2条 相談員は、交通事故に伴う損害賠償問題等について相当の知識を有し、かつ、社会的信望があると認められる者のうちから知事が委嘱する。

- 2 雇用期間は1年とするが、知事が特に認めた場合は、原則4回を限度に更新することができる。
- 3 相談員の年齢は、原則として40歳以上65歳未満とする。

（身分）

第3条 相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤の公務員とする。

（職務）

第4条 相談員は、交通事故相談所長（以下「所長」という。）の指揮のもと、次の事務を処理する。

- 1 交通事故被害者に対する賠償問題、更生問題等総合的な相談に関すること。
- 2 被害者の状況に応じた各種援護機関へのあっ旋に関すること。
- 3 交通事故被害者の援護に関すること。
- 4 市町の行う交通事故相談の助言に関すること。
- 5 その他、所長から指示された事務に関すること。

（勤務日数等）

第5条 相談員の勤務日数は、1月につき16日以内とし、1日の勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）および12月29日から翌年1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）については勤務することを要しない。

- 2 所長は、業務の都合により必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず月16日を超えない範囲内で勤務日または勤務時間を変更することができる。
- 3 休憩および休息時間については、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）の規定の例による。

（休暇）

第6条 相談員の年次有給休暇については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の定めるところによる。

- 2 親族の死亡により休暇を願い出たときは、一般職員と同様の期間の範囲内において、特別休暇を与えることができるものとする。

なお、この休暇は有給とする。

- 3 夏季における心身の健康の維持および増進または家庭生活の充実のため休暇を願い出たときは、1の年の7月から9月までの期間内において6日を超えない範囲内で特別休暇（以下「夏期休暇」という。）を与えることができるものとし、日数、付与単位は次のとおりとする。

なお、この休暇は有給とする。

(1) 日数

付与できる夏季休暇の日数は、1の年の7月から9月までの期間内における雇用月数1月につき2日の割合とし、6日を限度とする。

(2) 付与単位

夏季休暇は、週休日および休日を除き原則として連続する期間をもって与えるものとするが、特に必要があると認められる場合には分割することができるものとし、1

日を単位とした期間とするものとする。

(報酬等)

- 第7条 相談員に対して、毎月報酬として、別に定める額を支給する。
- 2 前項の報酬の他に、通勤費相当分の報酬は、別に定める「非常勤嘱託員に対する通勤費相当分の報酬支給要領」により支給する。
 - 3 前2項に定めるもののほか、諸手当は一切支給しない。
 - 4 第5条に規定する勤務時間数を勤務しなかった場合は、その時間数に応じて報酬を減額する。
 - 5 相談員が公務により旅行したときは、滋賀県旅費支給条例（昭和46年滋賀県条例第11）により計算した費用を弁償する。

(社会保険等)

- 第8条 相談員の社会保険等の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和22年法律第115号）および雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところによる。

(公務災害または通勤災害)

- 第9条 公務上の負傷または疾病または通勤による負傷もしくは疾病のため療養を要する場合は、滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年滋賀県条例第43号）の適用を受けるとし、その療養に必要と認める時間を勤務しないこと（以下「療養休務」という。）とすることができる。
- 2 療養休務中は、報酬の全額を支給する。

(服務)

- 第10条 相談員の服務については、滋賀県職員服務規程（昭和28年滋賀県訓令第9号）第8条から第22条の3までの規定の例による。

(委嘱の取消)

- 第11条 知事は、相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、任期中であっても委嘱を取り消すことがある。
- 1 相談員を設置する必要性がなくなったとき。
 - 2 勤務実績が不良である等相談員として職務遂行が著しく不相当と認められたとき。
 - 3 心身の故障その他の理由により、職務の遂行が困難になったとき。
 - 4 その他その職に必要な適格性を欠いていると認められたとき。

(その他)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

- 付 則
この要綱は、昭和42年7月15日から施行する。
- 付 則
この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。
- 付 則
この要綱は、平成元年4月1日から施行する。
- 付 則
この要綱は、平成3年1月1日から施行する。
- 付 則
この要綱は、平成4年8月1日から施行する。
- 付 則
この要綱は、平成7年1月1日から施行する。
- 付 則
この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 付 則
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 付 則
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 付 則
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

4 . 交通事故相談所の経緯

- 1 昭和42年(1967年)7月15日 滋賀県立交通事故相談所設置
 - ・ 交通安全対策室設置に伴い、交通安全対策室長が所長事務取扱となる。
 - ・ 大津市に本所、彦根市に彦根地方分室を同時に設置。
 - ・ 交通事故相談員4名(本所2名、地方分室2名)を設置。
 - ・ 大津弁護士会に毎週1回来所されることを依頼し承諾される。
- 2 昭和43年(1968年)4月1日
 - ・ 交通事故相談員3名(本所2名、地方分室1名)を増員計7名となる。
 - ・ 大津弁護士会へは引き続き来所を依頼した。
 - ・ 大津交通事故相談員は、草津、水口、今津県事務所へ出張相談をし、彦根交通事故相談員は、長浜、八日市県事務所へ出張相談をして地域住民の利便を図る。
- 3 昭和47年(1972年)4月1日
 - ・ 草津県事務所の廃止に伴い、出張相談所を草津市役所内に移す。
- 4 昭和51年(1976年)4月1日
 - ・ 交通事故相談員が6名(本所3名、地方分室3名)となる。
 - ・ 滋賀弁護士会に毎月、大津本所に3回、彦根分室に1回来所されることを依頼し承諾される。
- 5 昭和53年(1978年)4月1日
 - ・ 彦根分室が支所として認定され、相談の充実強化を図った。
- 6 昭和56年(1981年)11月16日
 - ・ 草津県事務所の再開により、県事務所での出張相談に戻す。
- 7 昭和58年(1983年)4月1日
 - ・ 交通事故相談員が5名(本所3名、支所2名)となる。
- 8 昭和63年(1988年)4月1日
 - ・ 交通事故相談員が6名(本所4名、支所2名)となる。
- 9 平成 8年(1996年)4月1日
 - ・ 交通事故相談員が5名(本所3名、支所2名)となる。
- 10 平成17年(2005年)4月1日
 - ・ 交通事故相談員が4名(本所2名、支所2名)となる。
- 11 平成18年(2006年)4月1日
 - ・ 交通事故相談員が3名(本所3名)となる。
 - ・ 彦根支所は、彦根分室とし、本所から彦根分室に出張相談に出る。
 - ・ 弁護士相談が廃止となる。
- 12 平成22年(2010年)3月1日
 - ・ 本所が県庁別館から大津合同庁舎へ移転となる。

5 . 行政サービス「値札」

交通事故相談所では、交通事故関係者からの相談に応じ、解決するための助言を行っています。経費は、1件当たり、11,882円です。